

筑波精工株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、筑波精工株式会社と称し、英文では、TSUKUBASEIKO Co., Ltd. と称する。

第2条（目的）

当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 工業用及び家庭用電気機械器具の製造、販売
2. 工業用及び家庭用電気機械器具の検査、測定、治工具及び金型の製造、販売
3. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を栃木県河内郡上三川町におく。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、7名以内とする。

第19条（選任方法）

当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ない

で取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第29条（選任方法）

当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第36条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

第37条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限定額とする。

第7章 計 算

第39条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第41条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

昭和 60 年 6 月 18 日	制定
平成 16 年 12 月 27 日	改正
平成 18 年 9 月 21 日	改正
平成 19 年 6 月 28 日	改正
平成 23 年 5 月 17 日	改正
平成 24 年 9 月 19 日	改正
平成 24 年 10 月 19 日	改正
平成 28 年 9 月 9 日	改正
平成 30 年 6 月 20 日	改正
令和元年 6 月 27 日	改正
令和 4 年 6 月 29 日	改正

(附則)

1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。